

## 岡山県二酸化炭素森林吸収評価委員会設置要綱

### (目 的)

第1条 地球温暖化防止など、環境問題への関心の高まりを背景に、社会貢献活動の一環として森林保全活動に取り組もうとする企業が増えていることから、こうした活動の環境への貢献度を数値化し、企業の森林保全活動への参画を促進するため、岡山県二酸化炭素森林吸収評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (事 業)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 企業等が実施した森林保全活動に伴う二酸化炭素吸収量の審査・認証
- (2) その他必要な事項

### (委 員)

第3条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者 1名
  - (2) 一般社団法人岡山経済同友会の代表者 1名
  - (3) 岡山森林管理署長 1名
  - (4) 岡山県農林水産部林政課長 1名
  - (5) 市町村の代表者（林業関係担当課長） 1名
- 2 同条（2）、（5）について、委員の任命は、改選年度当初に知事から関係団体へ推薦依頼を行い、関係団体からの推薦を受けて行う。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

### (運 営)

第4条 委員会には、委員の互選により委員長、副委員長をそれぞれ1名を置く。

- 2 委員長は、会長を総括し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長に事故ある時は、委員長の職務を代理する。
- 4 委員会は、知事が招集する。

### (意見の聴取)

第5条 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

### (事務局)

第6条 委員会の事務は、農林水産部林政課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成20年11月11日から施行する。

(一部改正 平成29年 4月28日)